

2006  
5.1

広報

# はむら



チューリップまつり

## CONTENTS

平成 17 年度情報公開制度の運用状況.....	1
平成 17 年度個人情報保護制度の運用状況.....	3
■お知らせ.....	5
■子どものページ.....	17
■テレビはむら.....	18
■健康ガイド.....	19
■5月の相談日ほか.....	20

4月8日から23日まで、根がらみ前水田でチューリップまつりが行われました。たくさんの方が一面に咲くチューリップを見に訪れました。

# 市政運営を目指して

平成17年度

## 情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、市が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、市民の皆さんへの説明責任を果たし、その結果、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

情報公開制度の対象となる市政情報は、市の職員が職務上作成、取得した情報で、市が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要となります。

問合せ 庶務課文書係

### 情報公開

市政情報は、公開することが原則です。

しかし、法令で公開することができないと規定されている情報、個人のプライバシーに関する情報、法人の利害に関する情報、公開すると人の生命・財産・公共の安全などに支障をきたす情報、公開すると公正または適正な市政運営に支障をきたす情報などは公開できません。

### 情報公開の請求

平成17年度は、羽村駅西口土地区画整理事業に関する情報、住民基本台帳閲覧に関する情報など32件の開示請求があり、これに対する対象文書として151件の市政情報を開示しました。

請求内容に個人情報を含み、開示することでプライバシーを侵害される恐れのある場合や、犯罪の予防などの維持に支障をきたすと認められた場合などは、一部開示の決定をしました。

## ■実施機関別情報公開請求件数と処理状況

(単位：件)

実施機関	請求	開示		一部開示		不開示	不存在	取下げ	却下	不服申立て
		決定通知	対象文書	決定通知	対象文書	決定通知	決定通知			
市長	28	11	28	14	106	0	4	1	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	12	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	32	14	42	15	109	0	4	1	0	0

■ 1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

■ 決定通知と対象文書…

決定通知の件数は、開示、一部開示などの処理が決定した請求の数です。

対象文書の件数は、決定通知を受けた請求に対する市政情報の数です。1つの請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、決定通知と対象文書の件数は異なります。

# 公正で開かれた

平成17年度情報公開制度の運用状況

## 不服申立て

請求した情報が公開できないと決定された場合、その決定に不服がある方は、「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」に不服申立てができます。

### 情報公開・個人情報保護審査会

市では、不服申立てを審査する機関として、学識経験者5人で構成する「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」を設置しており、開示請求された実施機関が審査会に対して諮問を行い、審査会がその決定が適当かどうかを審査します。その審査結果（答申）を踏まえ、実施機関が、再度、開示・不開示の決定を行います。

### 不服申立ての件数と処理の状況

平成17年度の不服申立てはありませんでしたが、前年度からの継続審査分3件の審査を行いました。

この3件に対する決定の内訳は、請求者が不服申立てを取り下げたものが1件。不開示とした市長の決定は取り消す必要はないとしたものが1件。残りの1件は、現在、継続審査中です。

## ■一部開示の理由の内訳

(単位：件)

法令等に開示できないと規定されているため	0
個人に関する情報が含まれているため	7
法人の事業活動上の利益を害するため	1
犯罪の予防などに支障をきたすため	8
審議・検討中の事項であって、公にすると、決定の中立性や特定のものに利益や不利益を及ぼすため	0
市の検査・契約・争訴・人事管理などの事務であって、公にすると適正な遂行に支障をきたすため	1
公にしないとの条件で提供されたため	1

- 1件の請求に対して、一部開示の理由が複数となる場合があるため、一部開示の決定件数と理由の件数は異なります。

## 市からの情報発信

市では、情報公開の請求手続を経なくても、提供できる市政情報は積極的に「羽村市ホームページ」や「広報はむら」などを通じて公表していく方針です。

### 公開した情報

平成17年度は、地方自治法に基づく地方財政状況の公表以外にも、羽村市政世論調査結果・人事行政の運営などの状況・羽村市環境マネジメントシステム取組結果報告などについて公表してきました。

紙面などの関係で全てを掲載することはできませんが、市役所などで閲覧できるものを備えています。ご希望の方はご利用ください。

# 守るために

平成17年度

## 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定め、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図るとともに、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

問合せ 庶務課文書係

### 個人情報取扱事務

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について、市長に届出を行い、

市長はそれを個人情報保護審議会に報告することが義務付けられています。

■個人情報取扱事務届出件数内訳

実施機関	件数	項目別件数	
		新規	廃止
市長	51	新規	31
		変更	8
		廃止	12
水道事業管理者	1	新規	1
		変更	0
		廃止	0
教育委員会	10	新規	5
		変更	2
		廃止	3
選挙管理委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
農業委員会	4	新規	1
		変更	3
		廃止	0
監査委員	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
議会	1	新規	0
		変更	0
		廃止	1

■個人情報請求件数と処理状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ
		市長	4	3	0	0

開示請求・訂正請求・利用の中止請求

個人情報の開示請求に対する処理の内訳は、次のとおりです。個人情報の訂正請求と利用の中止請求はありませんでした。